

会議録(要旨)

- 1 会議名 令和5年度第1回北九州市障害者施策推進協議会
- 2 会議種別 付属機関
- 3 議題
 - ・「(次期)北九州市障害者支援計画」の体系(案)について
 - ・「(次期)北九州市障害者支援計画」の計画(案)について
- 4 開催日時 令和5年5月16日(火)
18時30分～20時10分
- 5 開催場所 市役所本庁舎 3階 大集会室
(北九州市小倉北区域内1-1)
- 6 出席者氏名
 - 【委員】(50音順、敬称略)
池田委員、伊野委員、今村委員、榎委員、小橋委員、柴田委員、白川委員、高橋委員、田中委員、鳥越委員、中村委員(会長)、久森委員、本城委員、民田委員、森委員、山田(貴代加)委員、山田(貴広)委員(計17名)
 - 【事務局】
保健福祉局長、障害福祉部長、障害福祉企画課長、指定指導担当課長、精神保健・地域移行推進課長 等
- 7 会議経過(発言内容)

■社会情勢の変化 (資料1-4)

- 東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承とはなにか。

(事務局)

社会インフラの整備や、ボランティア意欲の向上などオリンピック・パラリンピック開催によ

りもたらされた効果を継承していくということ。

■他の計画との関連

- 地域福祉、高齢者、交通戦略に関する計画など他の計画との関連性が重要だと思う。

(事務局)

市の基本構想・基本計画をはじめ他の計画もこれから策定が進むというものもある。これらと整合性を図りながら進めていく。

- 今よく言われている「孤独」や「孤立」といったことにも本計画で触れるのか。

(事務局)

孤独・孤立についても他分野の計画との整合性を図っていくことになる。

■他部署との連携

- 4月から子ども家庭庁が発足したが、障害のある子どもに対する政策部門では一部業務が厚生労働省に残っており、スムーズにっていない感じがする。北九州市では他部署との横のつながりを持って、サポートしていく仕組みを作ってほしい。

(事務局)

本市においても保健福祉局と子ども家庭局に分かれているが、関連性の深いものに関しては連携している。子ども家庭局以外にも建築都市局や教育委員会等の関連部局とも連携して本計画を策定し、各事業についても同様に進めていきたいと考えている。

■横断的視点 (資料1-4)

- 「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」というところで、「障害のある女性」に配慮した取組とは出産や育児に関係することだと思うが、女性だけに限定するのはどうなのか。

(事務局)

国の第5次障害者基本計画に「障害のある女性」という言葉が使われているので準じている。ご指摘のとおり性別問わず全ての人という位置づけが必要であるが、例えば同性介護といったところでは、男性は男性、女性は女性ということもある。

こうしたことも踏まえ、言葉をどうするか検討していきたい。

■横断的視点（資料1－4）

- 「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「計画的かつ実効性のある取組みの推進」とあるが、大よそでいいので、何人体制で考えているかを知りたい。

実際に昨日自分が体験したことだが、職員に相談をしようと思ったら、忙しくて手が回らなかったようで聞いてもらえず、今日やっと聞いてもらえた。

十分な数の職員がいなければ、利用者が多くなったとき手が回らなくなってしまうと思う。

（事務局）

確認して後日回答する。（相談業務に携わる職員数）

■横断的視点（資料1－4）

- 難病が障害者の中に含まれたことで、難病の文言が見えなくなっている。障害者という表現に取り込まれたうえ、さらに埋もれてしまうのではないかと不安に思っている。身体障害者手帳を持っていない難病患者も多く、制度の谷間に落ちてしまうという人もいる。

横断的視点に「きめ細かい支援」という言葉があるので、そういう制度の谷間にある人を取り残さない救済措置など計画に盛り込んでいただきたい。また、そういう文言も一行付け加えていただけたら心強い。

（事務局）

難病が障害のある人の中に含まれることとなり、ご指摘のとおり文言として確かに少なくなってきた。

計画策定にあたっては、難病が埋もれて取り残されているような印象が出ないような形で進めてまいりたい。

■社会情勢の変化

- コロナ禍が2、3年続く中で、正常な状態でないときに障害者が遭遇することも残しておいてほしいと思う。視覚障害の人は触れて関わる人が多いので、なかなか触れさせてもらえないということがあった。

- コロナ禍での実態というところをきちんと評価するのは必要なことだと思う。

- コロナ禍で外出できず、診療にも行けないような人もいた。今後は外出するようになってくると思うが、こういった支援制度があるのか周知することが必要だと思う。

(事務局)

新型コロナウイルスが5類になり、今後取扱いが変わってくると同時に社会全体が変わってくると思われる。そういったところも踏まえながら、計画の策定及び事業の進め方というのでも考えてまいりたい。

■社会情勢の変化

- ロシアの侵攻による影響で経済状況が悪化し、雇用が難しくなり、障害がある人の受け入れがどこまでできるかということが問題となっている。

(事務局)

ロシア侵攻に伴う影響で、雇用や賃金といったところに影響が出ているというところもある。一方、雇用促進法が改正され、企業は令和6年、8年のタイミングで0.2ポイントずつ、障害者の雇用率を向上させなければならない。

そういった影響も踏まえながら、計画への反映、検討を図ってまいりたい。

■分野10 6/7 (投票環境の向上と障害のある人の投票機会の確保)

- 投票に関するアクセシビリティを充実してほしい。

市のホームページで投票所への移動に利用できるサービスとして、移動支援事業タクシー運賃の一部助成等掲載されているが、有償となっている。投票に関しては無償化するとか、場合によっては移動投票所を設けるなどすることでアクセシビリティは向上するのではないかな。

(事務局)

そういったご意見があったことを担当部局と共有し、検討してまいりたい。

- 「主権者教育」とは何か。

(事務局)

主権者教育は、障害の有無に関わらず、投票する権利を実行するということの大切さなどを学校教育において学ぶということ。特に特別支援学校高等部になると、18歳の生徒が選挙権を有するということもあり、各学校において、模擬投票を行うなど、様々な工夫をして投票の学習に

取組んでいる。

■分野10 4/7 (虐待の予防と早期発見)

- 障害福祉サービス事業者等に医療機関は含むのか。精神科病院は入らないのか。

(事務局)

この「等」に医療機関は入っていない。

今回、精神保健福祉法の改正が行われ（施行令和6年4月1日）、精神科病院において、病院の中で虐待を発見した場合に、都道府県に通報する仕組みを整備することになっている。

■分野10 5/7 (成年後見制度の利用環境の整備)

- 「成年被後見人等からなるチーム」とは何か。

(事務局)

確認して後日回答する。

■分野10 5/7 (成年後見制度の利用促進)

- 「弁護士、司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みると」、北九州市成年後見支援センター等」と書いてあるが、社会福祉士も活躍しているのではないだろうか。専門職の具体的な固有名詞を入れることは非常に有効だと思う。

(事務局)

例示として挙げているが、その他様々な専門職と連携を図りながら成年後見制度の利用促進を図っている。

社会福祉士をはじめ様々な分野の方が活躍されている。そういったところも踏まえながら検討を進めてまいりたい。

- 虐待は精神科病院だけでなく障害者施設でも発生している。病院や施設側がスタッフの体制や研修をどう考えるのかということが問題だと思う。

(事務局)

虐待リスクを擁するケースが全国的に増えている印象がある。施設で働く方の精神的な面や雇

用や賃金といった経済的な面も影響してくると思う。

こうした方々の働ける環境を作っていくことも大事だと考えている。

- 大きな企業であれば産業医がいてメンタルヘルスなど専門的なサポートを受けられる。産業医がいない小さな事業体におけるスタッフのメンタルヘルスのサポートをできるような窓口があればいいと思う。

■分野 10 4/7 (虐待の予防と早期発見)

- 分野 10 の 4/7 のところの、内閣府第 5 次障害者基本計画では「強度行動障害を有する者」の支援体制の整備があるが、北九州市の計画にも含まれるのか。

- 強度行動障害の支援の難しさから、それが支援なのか虐待なのかの判別が難しいこともあると思うが、どういったものが虐待となるのか計画に入れていくのか。

(事務局)

強度行動障害についても、障害のある人への虐待防止に該当する。全ての障害のある方が対象と考えている。いろいろな課題を抱えているということは認識しており、計画を策定するにあたり推進協議会のご意見を伺いながら進めてまいりたい。

■分野 10 4/7 (虐待の予防と早期発見)

- 虐待の予防と早期発見というところで、発見した後の話がない。虐待を発見しどのような対応を取るのかによって、再発防止につながる面もあると思う。

虐待発見後、どのような体制で対応するのか、市なのか警察なのか、明確になっていないのではないか。

(事務局)

確かに文言では虐待防止だけで、実際、虐待が起こったあとの対応については、記載されていない状態である。

現在、区役所、虐待防止センター、障害者支援課に虐待相談員を配置して、警察からの通報、当事者からの訴え、施設事業者であれば施設から情報提供等、各方面から情報を受けて、関係機関で情報共有、協議をしながら虐待対応を行っている。

今回の計画の中に虐待の対応までを明記するかどうかについては今後検討したい。

■分野 7 2/7 (地域ぐるみの防災ネットワークの構築)

- 「自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくり」とあるが、公助はないのか。例えば自力歩行できない方等、専門的な支援必要な方についても自助・共助だけでやっていくのか。

(事務局)

自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりということで今計画しているのが、一人ひとりの個別支援を計画するというものだが、ご指摘のとおり、近隣住民の状況や住んでいる場所等様々で、計画等も策定するにあたっては難しいケースもあると考えている。

実際にその方々を自助・共助だけで本当に支援できるかといったところについては、今後関係部局とも、意見交換をしてみたい。

■分野7 6/7 (道路のバリアフリー化)

- 最近問題になっている自転車について、歩行者との区分けはどのように考えられているのか。

(事務局)

バリアフリーに配慮した道路の歩道の整備について、有効幅員2メートル以上の確保や、横断勾配を緩やかにするといった基本的に誰もが使いやすい歩道の整備に努めている。

また、自転車道の整備については、基本的に自転車は路肩、車道を走るのが原則だが、広い歩道では自転車も通行できるような整備しているところもある。

■分野7 2/7 (日常生活用具の給付等)

- 現行計画は「給付または貸与」とあったが、次期計画案では貸与が削除されている。どう違うのか。

(事務局)

日常生活用具の給付事業において、従前は貸与の品目2品目(福祉電話とFAX)あったがなくなっ、給付のみとなっている。

- 吸引器も給付か。

(事務局)

給付になる。

■分野7 2/7 (地域ぐるみのネットワークの構築)

- 避難行動要支援名簿や、その方々の個別避難計画を作成するとあるが、1番大事なのは地域

住民による防災ネットワークの構築だと思う。

災害が起きた時に、どうやって周りの方たちと一緒に避難するかという非難訓練のようなことが行われていると聞いているが、まだ全区では行われていないと思う。

早く地域のネットワークの構築をしていただきたい。

(事務局)

災害における対応については、近所の方が1番近くにいるということで、1番スムーズに対応できる。災害等が起きた場合に、その場所にすぐにたどり着けないといったことも起こりえるので、自助・共助というのが非常に大事な取組みであると考えている。

現状、こういった取組みを進めているが、全区までは至っていない状況なので、今後も引き続き進めてまいりたい。

自転車の歩道走行について

○ 自転車は道路を走行するのが原則となっているが、そのことを知らない人が多いと感じる。

(事務局)

自転車は原則車道だが、理解をされていない方が歩道を利用しているという状況もある。ただし、小さい子ども、高齢者については、歩道での利用も認められている。

周知が至っていないところもあり、交通安全週間等あらゆる機会を通じて啓発活動を行っている。

■分野9 5/5 (消費者安全に関するネットワークの構築)

○ 現行計画は「障害者団体、消費者団体、障害福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体が連携して」とあるが、次期計画案では消費者団体が削除されている。これは北九州市内に消費者団体がなくなったということか。

(事務局)

確認して後日回答する。

8 その他 傍聴者2名

9 問い合わせ先 保健福祉局 障害福祉部 障害福祉企画課 企画調整係
電話番号 093-582-2453